

(公財) 川越市施設管理公社  
改 善 計 画

平成27年5月  
川越市施設管理公社  
川 越 市

## 改善計画策定の目的

外郭団体は、市民サービスの向上と行政コストの効率化を図るため、民間の持つ経営的な視点や柔軟で効率的なノウハウ等を活用することにより、行政活動の補完的役割を果たすことが求められています。また、地方公共団体の外郭団体については、地方財政規律を強化するため、地方公共団体が、自らの決定と責任において、外郭団体の抜本的改革を行うことが求められています。

公益財団法人川越市施設管理公社は、平成2年に設立され、本市の公の施設の管理委託先とされていましたが、公の施設の管理に関しては、平成15年に指定管理者制度が導入され、民間事業者が参入できることとなりました。

また、平成20年12月1日に、公益法人制度改革関連3法が施行され、財団法人、社団法人は施行日から5年以内に、一般法人または公益法人を選択することとなりました。川越市施設管理公社は公益財団法人を選択し、平成25年4月1日より公益法人の認定を受けています。

このような状況の下、川越市外郭団体検討部会において、施設管理公社の財務、事業実施状況等について分析、検討が行われ、「公益財団法人川越市施設管理公社のあり方に関する報告書」が出されました。報告書では、施設管理公社の存在意義や公益性は失われておらず、今後の取組によってその向上を図ることができるかとされています。

また、今後市が文化・スポーツ施策をさらに充実・推進していくために、施設管理公社の設立目的の施設管理以外の側面に改めて着目し、「行政活動の補完」という外郭団体本来の役割を活用する時に来ていると言えます。

そこで、施設管理公社の存在意義や公益性を高め、経営体制の強化等を図る抜本的改革を進めるための取組をこの計画書にまとめました。

# 目 次

## 改善計画策定の目的

### 第一章 分析編

1	川越市施設管理公社の概要	1
2	組織	2
3	職員	
4	財務	
5	指定管理受託業務	3
6	事業実施	
①	概要	
②	文化事業	
③	スポーツ事業	
④	葬祭事業	
⑤	自主事業に係る財務状況等	
7	公社が管理している施設	5
①	概要	
②	各施設の状況	

### 第二章 取組編

1	川越市施設管理公社改善計画の方針	7
(1)	基本的な考え方	
(2)	改善計画の方針	
①	経営体制の強化	
②	公益性の向上と市民サービスの向上	
2	計画期間及び推進体制	
(1)	計画期間	
(2)	施設管理公社の改善計画の推進体制	
3	川越市施設管理公社の改善に向けた取組	
(1)	経営体制の強化	8
①	経営の中長期的な方針の策定	
②	経営の健全化	
③	職員採用	
④	人材の育成	
⑤	経営責任の明確化	

⑥ 市の退職者の採用	
⑦ 文化・スポーツ行政における施設管理公社の役割の明確化	
⑧ 協定書の見直し	
(2) 事業の実施	9
① 文化・スポーツ事業の推進	
② 住民福祉の増進	
③ 情報発信	
④ 新斎場の管理の調査・研究	
⑤ 葬祭施設自主事業の推進	
⑥ 文化・スポーツ事業の整理	
⑦ 文化・スポーツ事業の企画力の向上	
⑧ 文化芸術に親しむ機会づくりの充実	
⑨ 文化施設の役割の明確化	
⑩ 自主事業の支援	
(3) 施設管理	11
① 人員体制	
② 指定管理料項目の見直し	
③ 施設の所有者としての責任	
(4) 市の関与の適正化	12
① 市からの職員派遣の廃止	
② 市と施設管理公社との情報共有	
第三章 計画編	
(1) 経営体制の強化	13
(2) 事業の実施	15
(3) 施設管理	17
(4) 市の関与の適正化	18
計画編一覧表	19

## 第一章 分析編

### 1 川越市施設管理公社の概要

公益財団法人川越市施設管理公社（以下「施設管理公社」という。）は、平成2年に市の公の施設の管理運営を委託する外郭団体として、市が100%出資し、基本財産1億円で設立されました。平成15年に地方自治法の一部が改正され、施設管理公社は平成18年4月からは指定管理者として、市の施設の管理運営を行っています。

設立当時は、財団法人で、平成18年の民法等の改正後、平成24年9月に公益法人認定の申請※をし、平成25年3月18日に公益認定を取得、同年4月1日に公益財団法人へ移行しました。公益法人に認定されたことにより、公益性の確保、社会的な信頼を高め、公益目的事業を担う法人として市との更なる連携が期待されるところです。

定款では、設立目的として「公社は、地域のコミュニティの育成並びに文化及びスポーツの振興を図るとともに、川越市内の公共施設の管理運営を受託し、有効かつ効率的な管理運営に努め、もって市民サービスの向上と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。」としています。

また、定款に定める公社の事業内容は、次のとおりです。

- (1) 地域のコミュニティの育成に関する事業
- (2) 文化及びスポーツの振興に関する事業
- (3) 川越市内の公共施設の管理運営に関する受託事業
- (4) その他公社の目的を達成するために必要な事業

施設管理公社が行っている主な事業

公益目的事業・・・文化事業、スポーツ事業  
収益事業・・・・・・葬祭事業

※公益法人に認定されるための条件

公益目的事業費用が法人全体の費用の50%以上

公益目的事業は収支相償を満たす必要がある

遊休財産が公益目的事業費1年分以下 等

## 2 組織

施設管理公社の組織は、法人の重要な事項についての意思決定機関としての評議員会、執行機関としての理事会、監査を行う監事で構成されています。

平成 27 年 4 月 1 日現在、評議員は 12 人で、文化・スポーツ団体からの推薦者等、総務部長、教育総務部長が就いています。

理事会は、12 人の理事で構成され、理事長に市の副市長が就き、理事には文化・スポーツ団体からの推薦者等、文化スポーツ部長、市民部長が就いています。監事は 2 人で、公認会計士、学識経験者が就いています。

## 3 職員

施設管理公社には、平成 27 年 4 月 1 日現在 75 人の職員(正規職員 30 人、臨時職員 44 人、市からの派遣職員 1 人)がおり、事務局及び各施設に配置されています。

年代別正規職員数では、50 歳代以上、20 歳代以下が少なく、30 歳代及び 40 歳代に偏っています。

## 4 財務

平成 25 年度の財務状況を見ると、正味財産増減計算書によると、経常収益が 674,788,393 円、経常費用が 669,251,343 円で、経常収支は 5,537,050 円の黒字となっています。

法人等の団体の経営状況等の安定性・健全性を見るための財務数値は、流動比率が 188.7%、経常収支比率が 99.2%、自己資本比率が 72.0%で、概ね適正であると言えます。

しかしながら、経常収益に占める市からの財政支出（施設の指定管理料が大半を占めています。）の割合は 97.3%であり、市への財政的依存度が高い状況です。

## 5 指定管理受託業務

施設管理公社は、平成 18 年度から市が設置する文化施設 4 施設、スポーツ施設 3 施設及び葬祭施設 1 施設、合計 8 施設について、市から指定管理者の指定を受け（現在の指定は平成 23 年度から 5 年間）、それらの適切な維持管理及び市民が利用しやすく、かつ効率的な施設運営に努めています。

また、市が設置する児童館について、市から児童厚生業務を受託しています。

なお、スポーツ施設及び葬祭施設の管理運営について、それぞれ平成 24 年度、平成 26 年度に「指定管理者による運営管理に係る第三者モニタリング」が実施され、それぞれの評価結果は次のとおりです。

スポーツ施設は、住民サービスの質は保たれているとの評価を受けており、葬祭施設は、運營業務、維持管理業務は適切かつ高いレベルで実施されており、住民福祉の向上という施設の設置目的が、十分に実現されているものと考えられるとの評価を受けています。

## 6 事業実施

### ① 概要

施設管理公社は、管理施設を使用するなどして、文化、スポーツ、葬祭の自主事業を実施しています。

自主事業の内容については、その事業ごとに、前年の入場者数や利用者のニーズなどを考慮して決定しています。

### ② 文化事業

文化事業では、ホールを使用したクラシックコンサートをはじめ、寄席や狂言、ロビーコンサート、子ども向けの映画会、施設見学会など様々な分野の事業を実施しています。これらの事業は、地域の文化振興に尽力していると言えます。

また、学校教育の場で、児童に向けたアウトリーチ事業（出張による講座体験型の普及活動）を実施しています。この事業では、プロの演奏家による小規模なコンサートを実施しており、公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団の普及事業を活用しています。

### ③ スポーツ事業

スポーツ事業では、スポーツ活動のきっかけづくりを行う教室や健康増進を目的とした体操の教室などを開催し、スポーツの普及・啓発を図っています。また、スポーツ大会や第二種公認陸上競技場の認定を受けている本市陸上競技場で行う競技者を対象とした記録会などの事業を行っています。

### ④ 葬祭事業

市民聖苑やすらぎのさとでは、市民を対象とした施設利用相談や施設見学会を実施し、葬儀に対する市民の不安の解消や利用しやすい施設となるような取組を行っています。

### ⑤ 自主事業に係る財務状況等

自主事業の収支の状況を見ると、平成 25 年度の自主事業収入が 10,257,740 円であるのに対し、自主事業支出は 15,554,648 円で、約 530 万円の赤字となっています。

自主事業のうち川越市民ゴルフ大会や陸上競技記録会などのスポーツ事業は例年黒字を計上している一方、メルトコンサート、ジョイフルコンサートといった文化事業では、ほぼ毎年赤字が発生しています。

平成 22 年度からの推移で見ると、文化事業の実施事業数が増加すると赤字も増加するという傾向があります。

自主事業で生じた赤字は、自主事業積立預金等から補てんしています。自主事業積立預金は、自主事業収入、売店収入、雑収入（自動販売機収入、コピー代、電話代等）等を積み立てたものです。

文化自主事業（市民会館・西文化会館・南文化会館合計）収支状況

年 度	事業数	収入(千円)	支出(千円)	収入-支出(千円)	公社負担割合
平成 22 年度	11	2,528	3,691	△1,163	31.5%
平成 23 年度	27	3,677	4,884	△1,207	24.7%
平成 24 年度	37	16,522	27,541	△11,019	40.0%
平成 25 年度	28	5,727	11,063	△5,336	48.2%
4 年平均	26	7,114	11,795	△4,681	39.7%

## 7 公社が管理している施設

### ① 概要

施設管理公社は、市からの指定管理者の指定および施設管理の委託により、市の文化施設、スポーツ施設、葬祭施設の管理運営及び児童厚生業務の受託を行っています。

施設の状況については、川越市公共施設マネジメント白書（平成 25 年 3 月）でも記載されているとおり、各施設で施設の老朽化、設備の経年劣化が進んでいます。

### ② 各施設の状況

市民会館（昭和 39 年築）、やまぶき会館（平成 4 年築）、西文化会館（昭和 63 年築）、南文化会館（平成 6 年築）は、いずれの施設も設備の経年劣化が進んでおり、毎年修繕等が発生している状況です。

施設利用率では、市民会館、西文化会館のホールは 2 日に 1 回程度利用されており、会議室は安定した利用率を保っています。一方、交通の便が悪い南文化会館は、ホール稼働率が低くなっています。

市内文化施設稼働率（過去 5 年平均）

施設名	ホール稼働率	施設全体稼働率
市民会館・やまぶき会館	65.4%	69.0%
西文化会館	63.5%	78.9%
南文化会館	52.8%	61.3%
市内文化施設平均	60.5%	68.6%

市民会館については、昭和 39 年の開館以来多くの利用がありましたが、施設の老朽化、ウェスタ川越（文化芸術振興施設）の完成により、平成 27 年 6 月をもって閉館となります。

総合体育館（平成 7 年築）は、構造的には大きな問題は生じていませんが、経年による付帯設備の劣化が進んでおり、交換、修繕が必要な状況となっています。陸上競技場（平成 4 年築）では、第二種公認陸上競技場の認定を取得していることから、5 年に 1 度大規模な改修工事が必要となっており、平成 24 年度にも改修工事が行われました。テニスコート（平成 8 年築）は、平成 23 年度に大幅な改修が完了しました。いずれの施設も高い利用率を維持しています。

市民聖苑やすらぎのさと（平成 12 年築）についても、施設利用が高い状態です。なお、平成 27 年 4 月に第 6 式場を増設しています。

児童厚生施設は、当初 3 館の児童厚生業務を受託していましたが、平成 25 年度から高階児童館が市の直営となったため、同館を除く児童センターこどもの城と川越駅東口児童館の 2 館となりました。

## 第二章 取組編

### 1 川越市施設管理公社改善計画の方針

#### (1) 基本的な考え方

施設管理公社は、地域社会から真に必要とされる公益財団法人となるよう、改善計画を推進し、市は施設管理公社の改善に向けた支援及び計画の進行状況の点検・評価を行う。

#### (2) 改善計画の方針

##### ①経営体制の強化

独立した法人格を有する経営主体として、経営方針、組織体制、人材育成など経営体制の強化を図る。

##### ②公益性の向上と市民サービスの向上

設立目的である地域のコミュニティの育成並びに文化及びスポーツの振興を図り、市民サービスの向上と住民福祉の増進に寄与する組織として、公益性を向上させるとともに、公の施設の管理運営の専門性・ノウハウを組織的に高め、施設・地域特性を生かした事業を実施する。

### 2 計画期間及び推進体制

#### (1) 計画期間

平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間

#### (2) 施設管理公社の改善計画の推進体制

- ① 施設管理公社はプロジェクトチームを組織し、本計画の推進に取り組む。
- ② 市所管課は、改善計画の推進にあたり、施設管理公社の主体性や独立性に配慮しながら、積極的に取り組む。
- ③ 市所管課は、施設管理公社の経営状況を的確に把握するとともに、本計画の推進に必要な指導、調整及び支援を行う。
- ④ 市所管課は、施設管理公社の取組状況を取りまとめ、毎年度公表する。
- ⑤ 川越市外郭団体検討委員会は、市所管課と連携して施設管理公社の改善に取り組む。

### 3 川越市施設管理公社の改善に向けた取組

#### (1) 経営体制の強化

##### 《施設管理公社の取組》

#### ① 経営の中長期的な方針の策定

数値目標を含めた具体的な目標、達成水準、将来像を定めた総合的な経営方針を平成27年度内に策定します。

#### ② 経営の健全化

施設管理公社は、独立した法人格を有する経営主体であることから、今後更に効率的な経営を行っていくために、市に準じた給与制度や契約手法などを見直し、自主性・独立性を高めるよう努めます。

なお、自主事業収入（収益事業を含む）、会費収入などの自主財源が少ないため、経営が硬直化するなどの問題が生じています。今後は、自主事業の採算性を考慮するとともに、集客力向上の取組や、国・県・財団法人等の助成事業の活用など、自主事業収支の改善に取り組み、自主財源の確保に努めます。特に、文化自主事業費については、公社の事業費負担割合が30%程度となるように目標設定します。

また、経営の合理化にあたっては、施設管理公社職員の人材育成を図り、職員が自ら危機意識をもって更なる経費削減などの改善・改革に取り組むため、職員を中心とした組織で推進します。

#### ③ 職員採用

経営や事業に精通した専門家等の人材を確保するために、他市の事例等を参考にして、合理的な視点に立った職員採用に係る任用方針を策定します。

#### ④ 人材の育成

現在、各種研修会・セミナーをはじめ、関係機関が実施する講座・研修を活用することで人材育成を図っていますが、今後はより専門的な知識・技術を習得できるよう、研修等を体系的にまとめた人材育成計画を策定します。

また、リーダーの育成が課題となっており、リーダー育成のための研修体系も計画に盛り込み、実施します。

## 《市と施設管理公社の取組》

### ⑤ 経営責任の明確化

公益法人制度改革関連 3 法が施行され、善管注意義務、第三者に対する損害賠償責任など役員 の 義 務 及 び 責 任 が 法 律 上 明 文 化 さ れ ま し た。

独立した法人として、自らの責任で事業を遂行するため、経営責任の所在を明確にし、経営能力を有する人材の登用を検討します。

また役員 の 人 数、構 成、報 酬 に つ い て、施 設 管 理 公 社 は 市 に 相 談 し な が ら 見 直 し を 進 め ま す。

### ⑥ 市の退職者の採用

今後施設管理公社が、市との連携を深めながら事業の実施等を積極的に進めていくうえで、市の退職者の採用が必要かどうか施設ごとに検討します。また、市の退職者を採用する場合には、施設の実情等から判断し、必要な期間に限った任期付き採用などの方法を検討します。

## 《市の取組》

### ⑦ 文化・スポーツ行政における施設管理公社の役割の明確化

施設管理公社が経営、人員等の計画を策定するために、市は文化・スポーツ施策における市の具体的な将来像を施設管理公社と共有し、施設管理公社の役割を明確にする必要があります。施設管理公社が行う自主事業を施策の中で積極的に位置づけ、経営体制強化の支援をします。

### ⑧ 協定書の見直し

現在の指定管理期間に係る当初の基本協定では、指定管理料は修繕費を除き精算しないこととしていましたが、平成 25 年度より人件費、光熱水費及び委託費についても協議の上で精算できるものとなりました。

次期指定において精算を導入する場合は、指定管理者にとって過度な負担とならないような協定を締結します。

また、経営努力に対するインセンティブとして、利用料金制の導入についても検討します。

## (2) 事業の実施

---

### 《施設管理公社の取組》

#### ① 文化・スポーツ事業の推進

文化・スポーツ事業の推進については、自主事業の実績を整理・分析

するとともに、他の公益法人が実施している事業の研究、市民が求めている事業を把握し、経営方針・事業計画に反映していきます。

## ② 住民福祉の増進

過去の事業実績を考慮し、各施設の地域の特色に合わせた事業を開催することが求められるため、これまで培ってきた地域との信頼関係を活用し、公益財団法人として市民の多様なニーズに高い水準で応えられるように努めます。また、職員の専門的知識や技術の向上により、利用者サービスの向上に繋げていきます。

## ③ 情報発信

多くの市民の方々に事業に参加してもらえるように、ホームページは利用者の関心を引き、使いやすいものにします。また、職員ブログやツイッターを活かし、利用者が望む情報を提供していきます。

## ④ 新斎場の管理の調査・研究

新斎場の管理が指定管理者により行われることとなった場合に申請できるように、新斎場の管理運営体制等の調査研究及び施設運営方法・人員配置のシミュレーションを行います。

## ⑤ 葬祭施設自主事業の推進

施設利用の啓発を図るため、自主事業の内容について、広報川越への掲載・公社ホームページの内容整備を行い、丁寧にかつ積極的に、市民に広く周知していきます。また、職員が提供するサービスを向上させ、事業をより効果的に開催するため、研修等により説明能力のスキルアップを図ります。

## 《市と施設管理公社の取組》

### ⑥ 文化・スポーツ事業の整理

施設管理公社から提出された事業計画を、市と施設管理公社とが共同で精査し、それに基づき公社が事業を展開していきます。現在実施している自主事業は、「自主企画事業」と、市が経費を負担すべき「委託企画事業」が混在している状況であるため、事業全体を検証・グループ分けをし、「委託企画事業」については、市が費用を負担できるように調整し、適正な費用負担となるよう改善します。

### ⑦ 文化・スポーツ事業の企画力の向上

川越市ならではの事業の企画・開催を、市及び施設管理公社で検討していきます。特に、文化事業については、ホールの事業のみではなく、会議室の事業やロビーを有効的に活用した事業を企画することにより、施設全体の稼働率向上（やまぶき会館・西文化会館・南文化会館の3館平均70%以上）を図ります。

### ⑧ 文化芸術に親しむ機会づくりの充実

次代を担う子どもたちが文化芸術に親しんでもらえるように、市及び公社で連携し、学校教育の場などにおいて、アウトリーチなどの事業を充実させます。

## 《市の取組》

### ⑨ 文化施設の役割の明確化

地域に密着した特色ある文化芸術活動拠点としての役割を創出します。やまぶき会館・西文化会館・南文化会館がそれぞれの地域に密着し、地域の特性に合わせた事業を行い、特色ある文化芸術活動拠点となるよう、それぞれの施設のあり方や方向性を明確にしていきます。

### ⑩ 自主事業の支援

広報川越やホームページ等で各施設が行っている自主事業のPR等の情報発信や事業開催における支援をします。

## （3） 施設管理

---

### 《施設管理公社の取組》

#### ① 人員体制

夜間のプロパー職員の勤務については、金銭受領事務が夜間まで行えるだけでなく、緊急時や安全面を考慮したうえでも必要と考えられます。各施設とも限られた人員の中でシフトを組む必要があるため、次期指定までに、緊急時の対応等を再検討し、効率的な人員体制の構築を図ります。

### 《市の取組》

#### ② 指定管理料項目の見直し

市が修繕を行う場合は手続きに時間を要するため、過去には、緊急の場合は指定管理料の修繕料で対応したケースがあります。舞台関係の修

繕では、高額のものも多く、100万円という上限が適正であるかを再検討していく必要があるため、次期指定までに関係課及び施設管理公社と調整を図っていきます。また市としては、修繕費は精算対象となることを前提に、指定管理料における修繕料の考え方を関係課と協議していきます。

### ③ 施設の所有者としての責任

利用者が安全・快適に利用できるよう、施設設備の改修・修繕計画を策定していきます。策定にあたっては、今後検討が予定されている「川越市公共施設の整備更新計画」との整合を図っていきます。

## (4) 市の関与の適正化

---

### 《市と施設管理公社の取組》

#### ① 市からの職員派遣の廃止

市からの職員派遣の廃止を検討するにあたっては、市の関係各課及び施設管理公社で十分協議したうえで、その実現性及び実施時期等を早期に検討していきます。

#### ② 市と施設管理公社との情報共有

市と施設管理公社との間で適切な協力関係を築けるよう定期的な会議を実施するとともに、会議の場に限らず情報交換等を行える仕組みを作ります。

### 第三章 計画編

#### (1) 経営体制の強化

##### 《施設管理公社の取組》

取組項目	① 経営の中長期的な方針の策定		取組スケジュール(年度)		
取組内容、手順・方法等	所管	施設管理公社	27	28	29
・施設管理公社としての総合的な経営方針の策定。			策定 ・ 実施	実施	→

取組項目	② 経営の健全化		取組スケジュール(年度)		
取組内容、手順・方法等	所管	施設管理公社	27	28	29
・自主事業における自主財源の確保。 ・文化自主事業費の公社負担の削減（事業費負担割合30%程度）。			適宜 実施	→	→
・職員を中心とした組織で経営合理化の研究。			組織 ・ 研究報告	実施	→

取組項目	③ 職員採用		取組スケジュール(年度)		
取組内容、手順・方法等	所管	施設管理公社	27	28	29
・経営や事業に精通した専門家等の人材確保の検討。 ・採用にあたっての任用方法の方針策定。			調査 ・ 検討	検討	実施

取組項目	④ 人材の育成		取組スケジュール(年度)		
取組内容、手順・方法等	所管	施設管理公社	27	28	29
・各種説明会・セミナーへの積極的参加。 ・人材育成計画の策定。 ・リーダー育成研修の実施。			策定	実施	→

### 《市と施設管理公社の取組》

取組項目 ⑤ 経営責任の明確化			取組スケジュール(年度)		
取組内容、手順・方法等	所管	施設管理公社 行政改革推進課	27	28	29
<ul style="list-style-type: none"> <li>経営責任を明確化するための組織体制の構築。</li> <li>役員の数、構成、報酬の見直し。</li> </ul>			調査 ・ 検討	検討	実施

取組項目 ⑥ 市の退職者の採用			取組スケジュール(年度)		
取組内容、手順・方法等	所管	施設管理公社 行政改革推進課	27	28	29
<ul style="list-style-type: none"> <li>施設ごとの市退職者採用の必要性の検討。</li> <li>任期付採用の検討</li> </ul>			調査 ・ 検討	結論	

### 《市の取組》

取組項目 ⑦ 文化・スポーツ行政における施設管理公社の役割の明確化			取組スケジュール(年度)		
取組内容、手順・方法等	所管	文化芸術振興課 スポーツ振興課	27	28	29
<ul style="list-style-type: none"> <li>市の施策における施設管理公社の役割の明確化</li> </ul>			協議 ・ 検討	実施	→

取組項目 ⑧ 協定書の見直し			取組スケジュール(年度)		
取組内容、手順・方法等	所管	行政改革推進課 文化芸術振興課 スポーツ振興課 市民課	27	28	29
<ul style="list-style-type: none"> <li>協定書の精査。</li> </ul>			次期指定管理 協定の策定	実施	→
<ul style="list-style-type: none"> <li>利用料金制の研究。</li> </ul>			研究 ・ 検討		

## (2) 事業の実施

### 《施設管理公社の取組》

<b>取組項目</b>	① 文化・スポーツ事業の推進		<b>取組スケジュール(年度)</b>		
<b>取組内容、手順・方法等</b>	<b>所管</b>	施設管理公社	<b>27</b>	<b>28</b>	<b>29</b>
・自主事業の精査と、経営方針・事業計画への反映。			検討	実施	→
<b>取組項目</b>	② 住民福祉の増進		<b>取組スケジュール(年度)</b>		
<b>取組内容、手順・方法等</b>	<b>所管</b>	施設管理公社	<b>27</b>	<b>28</b>	<b>29</b>
・住民の多様なニーズに対応した、各地域の特色に合わせた事業の展開。 ・職員ひとりひとりの専門性の向上と、利用者サービスの向上。			検討 ・ 実施	実施	→
<b>取組項目</b>	③ 情報発信		<b>取組スケジュール(年度)</b>		
<b>取組内容、手順・方法等</b>	<b>所管</b>	施設管理公社	<b>27</b>	<b>28</b>	<b>29</b>
・ホームページの利便性の向上。 ・職員ブログやツイッターの活用。			検討 ・ 実施	実施	→
<b>取組項目</b>	④ 新斎場の管理の調査・研究		<b>取組スケジュール(年度)</b>		
<b>取組内容、手順・方法等</b>	<b>所管</b>	施設管理公社	<b>27</b>	<b>28</b>	<b>29</b>
・新斎場の管理運営体制等の調査研究。 ・新斎場の動向や市の施策の理解と、管理運営体制のシミュレーションの実施。			検討 ・ 実施	実施	→
<b>取組項目</b>	⑤ 葬祭施設自主事業の推進		<b>取組スケジュール(年度)</b>		
<b>取組内容、手順・方法等</b>	<b>所管</b>	施設管理公社	<b>27</b>	<b>28</b>	<b>29</b>
・自主事業の周知。 ・職員の説明能力のスキルアップ。			検討 ・ 実施	実施	→

### 《市と施設管理公社の取組》

取組項目	⑥ 文化・スポーツ事業の整理		取組スケジュール(年度)		
取組内容、手順・方法等	所管	施設管理公社 文化芸術振興課 スポーツ振興課	27	28	29
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画書の精査。</li> <li>・「自主企画事業」と「委託企画事業」の整理・検証。</li> <li>・「委託企画事業」の費用負担等の支援方策の検討。</li> </ul>			協議 ・ 組織内 調整	実施	→

取組項目	⑦ 文化・スポーツ事業の企画力の向上		取組スケジュール(年度)		
取組内容、手順・方法等	所管	施設管理公社 文化芸術振興課 スポーツ振興課	27	28	29
<ul style="list-style-type: none"> <li>・川越市ならではの文化・スポーツ事業の検討。</li> <li>・会議室やロビーの有効的な活用による事業の実施。</li> <li>・文化施設全体の稼働率の向上（70%以上）。</li> </ul>			検討	実施	→

取組項目	⑧ 文化芸術に親しむ機会づくりの充実		取組スケジュール(年度)		
取組内容、手順・方法等	所管	施設管理公社 文化芸術振興課	27	28	29
<ul style="list-style-type: none"> <li>・アウトリーチなどの事業の充実</li> </ul>			検討	実施	→

### 《市の取組》

取組項目	⑨ 文化施設の役割の明確化		取組スケジュール(年度)		
取組内容、手順・方法等	所管	文化芸術振興課	27	28	29
<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化施設のあり方や方向性の研究及び明確化。</li> </ul>			検討 ・ 策定	実施	→

取組項目	⑩ 自主事業の支援		取組スケジュール(年度)		
取組内容、手順・方法等	所管	文化芸術振興課 スポーツ振興課 市民課	27	28	29
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各施設が行う自主事業のPR・開催の支援。</li> </ul>			実施	→	→

(3) 施設管理

《施設管理公社の取組》

取組項目		取組スケジュール(年度)			
① 人員体制					
取組内容、手順・方法等	所管	施設管理公社	27	28	29
・次期指定に向けて、効率的な人員体制の構築。			検討	実施	→

《市の取組》

取組項目		取組スケジュール(年度)			
② 指定管理料項目の見直し					
取組内容、手順・方法等	所管	行政改革推進課 文化芸術振興課 スポーツ振興課 市民課	27	28	29
・協定書における施設の改築及び修繕等の実施区分の上限金額の再検討。 ・指定管理料項目の庁内関係課との協議・調整。			検討 ・ 実施	実施	→

取組項目		取組スケジュール(年度)			
③ 施設の所有者としての責任					
取組内容、手順・方法等	所管	文化芸術振興課 スポーツ振興課 市民課	27	28	29
・市の財政状況や整備更新計画との整合を考慮した改修・修繕計画の策定。 ・計画的な大規模修繕の実施。			検討	→	策定

(4) 市の関与の適正化

《市と施設管理公社の取組》

取組項目		取組スケジュール(年度)			
① 市からの職員派遣の廃止					
取組内容、手順・方法等	所管	施設管理公社 行政改革推進課	27	28	29
・市からの職員派遣の廃止に向けての協議・検討。		協議のうえ、速やかに廃止			
取組項目		取組スケジュール(年度)			
② 市と施設管理公社との情報共有					
取組内容、手順・方法等	所管	施設管理公社 文化芸術振興課 スポーツ振興課 市民課 こども育成課	27	28	29
・定期的な会議の実施及び効率的な情報交換等を行える環境づくり。		検討・実施	実施	→	

計画編一覧表

役割区分	取組項目	取組スケジュール(年度)		
		27	28	29
施設管理 公社	(1) 経営体制の強化			
	① 経営の中長期的な方針の策定	策定・実施	実施	→
	② 経営の健全化			
	・経営の健全化	適宜実施	→	→
	・経営の合理化に向けた研究	組織・研究報告	実施	→
	③ 職員採用	調査・検討	検討	実施
	④ 人材の育成	策定	実施	→
	(2) 事業の実施			
	① 文化・スポーツ事業の推進	検討	実施	→
	② 住民福祉の増進	検討・実施	実施	→
	③ 情報発信	検討・実施	実施	→
	④ 新斎場の管理の調査・研究	検討・実施	実施	→
	⑤ 葬祭施設自主事業の推進	検討・実施	実施	→
	(3) 施設管理			
	① 人員体制	検討	実施	→
施設管理 公社・市	(1) 経営体制の強化			
	⑤ 経営責任の明確化	調査・検討	検討	実施
	⑥ 市の退職者の採用	調査・検討	結論	
	(2) 事業の実施			
	⑥ 文化・スポーツ事業の整理	協議・組織内調整	実施	→
	⑦ 文化・スポーツ事業の企画力の向上	検討	実施	→
	⑧ 文化芸術に親しむ機会づくりの充実	検討	実施	→
	(4) 市の関与の適正化			
	① 市からの職員派遣の廃止	協議の上、速やかに廃止		
	② 市と施設管理公社との情報共有	検討・実施	実施	→
市	(1) 経営体制の強化			
	⑦ 文化・スポーツ行政における施設管理公社の役割の明確化	協議・検討	実施	→
	⑧ 協定書の見直し			
	・協定書の精査	次期指定管理協定の策定	実施	→
	・利用料金制の研究	研究・検討		
	(2) 事業の実施			
	⑨ 文化施設の役割の明確化	検討・策定	実施	→
	⑩ 自主事業の支援	実施	→	→
	(3) 施設管理			
	② 指定管理料項目の見直し	検討・実施	実施	→
③ 施設の所有者としての責任	検討	→	策定	